

令和4年1月31日  
総務部職員厚生課

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

児童相談所に勤務する職員の特殊勤務手当について定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、条例を一部改正する。

### 2 改正内容

- (1) 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務（一時保護所における業務）を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した時に、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する「児童相談所業務手当」について定める。
- (2) 「防疫等業務手当」のうち、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例について、新型コロナウイルス感染症を定義している政令が廃止されたため、定義を改正する規定整備を行う。

### 3 新旧対照表

別添のとおり

### 4 施行予定日

- (1) 令和4年4月1日
- (2) 改正条例の公布の日

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成9年10月3日条例第46号</p>	<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成9年10月3日条例第46号</p>
<p>(特殊勤務手当の種類)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p>
<p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 特定危険現場作業手当</p>	<p>(1) 特定危険現場作業手当</p>
<p>(2) 有害物質等取扱業務手当</p>	<p>(2) 有害物質等取扱業務手当</p>
<p>(3) 防疫等業務手当</p>	<p>(3) 防疫等業務手当</p>
<p>(4) 清掃業務従事職員特殊勤務手当</p>	<p>(4) 清掃業務従事職員特殊勤務手当</p>
<p>(5) 一時保護業務手当</p>	<p>(5) 一時保護業務手当</p>
<p><u>(6) 児童相談所業務手当</u></p>	
<p>(一時保護業務手当)</p>	<p>(一時保護業務手当)</p>
<p>第7条 一時保護業務手当は、一時保護所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童を一時保護する施設をいう。<u>以下同じ。</u>）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第7条 一時保護業務手当は、一時保護所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童を一時保護する施設をいう。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める。</p>	<p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める。</p>
<p><u>(児童相談所業務手当)</u></p>	
<p><u>第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</u></p>	
<p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p>	
<p>(支給方法)</p>	<p>(支給方法)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 (省略) (特別区人事委員会への報告)</p> <p>第10条 (省略) (委任)</p> <p>第11条 (省略) 附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、給与条例第13条の規定に基づいて職員に支給された特殊勤務手当は、この条例により支給されたものとみなす。</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、保健衛生行政を主管する課に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合は、当分の間、防疫等業務手当を支給する。この場合における手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>4 前項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第9条の適用については、同条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条から前条まで及び附則第3項」とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第8条 (省略) (特別区人事委員会への報告)</p> <p>第9条 (省略) (委任)</p> <p>第10条 (省略) 附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の前に、給与条例第13条の規定に基づいて職員に支給された特殊勤務手当は、この条例により支給されたものとみなす。</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、保健衛生行政を主管する課に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u>から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合は、当分の間、防疫等業務手当を支給する。この場合における手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>4 前項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第8条の適用については、同条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条から前条まで及び附則第3項」とする。</p>